



鳥取県公報

令和2年11月24日(火)
第9254号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (618) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による施術者の変更の届出 (619) (〃) 2
	知事指定薬物の指定 (620) (医療・保険課) 2
	漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意 (621) (水産課) 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (622) (治山砂防課) 3
	土地改良区の役員の就任 (623) (西部総合事務所農林局) 4
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林づくり推進課) 4

告 示

鳥取県告示第618号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おはだのことクリニック	倉吉市昭和町二丁目155-1	令和2年11月1日

鳥取県告示第619号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第55条第2項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定施術者から住所を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

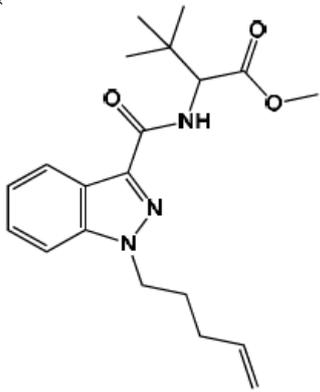
氏 名	住 所	変 更 年 月 日
岡本 英明	米子市旗ヶ崎九丁目15-14	令和2年11月1日

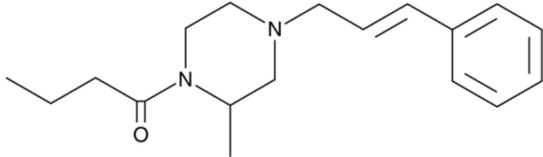
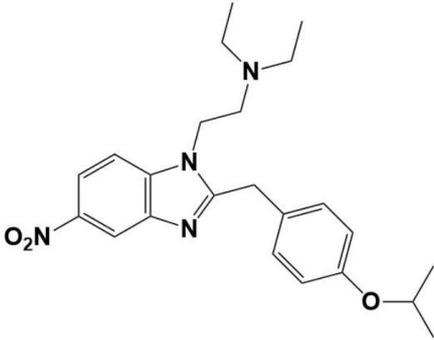
鳥取県告示第620号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
2-知(1)-6	MDMB-4en-PINACA	<p>メチル=3, 3-ジメチル-2-[1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]ブタノアート及びその塩類</p> 

<p>2-知(1)-7</p>	<p>2-methyl- AP-237</p>	<p>1- {2-メチル-4- [(E) -3-フェニルプロパ-2-エン-1-イル] ピペラジン-1-イル} ブタン-1-オン及びその塩類</p> 
<p>2-知(1)-8</p>	<p>I s o t o n i t a z e n e</p>	<p>N, N-ジエチル-2- { [2- (4-イソプロポキシフェニル)メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類</p> 

鳥取県告示第621号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、鳥取中央加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和2年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第622号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局において一般の縦覧に供する。

令和2年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

三部地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱14号を結んだ直線に囲まれた区域（昭和49年鳥取県告示第353号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）及び昭和50年鳥取県告示第1139号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定した区域を除く。）

土 地	標 柱
西伯郡伯耆町三部字向山ノ二914-1	1号から4号及び14号
西伯郡伯耆町三部字向山ノ一913-1	5号及び6号
西伯郡伯耆町三部字勘部屋敷663	7号
西伯郡伯耆町三部字勘部屋敷675	8号及び9号
西伯郡伯耆町三部字山下700-7	10号
西伯郡伯耆町三部字山下700-1	11号
西伯郡伯耆町三部字山下700-9	12号
西伯郡伯耆町三部字上前河原241-13地先水路敷	13号

鳥取県告示第623号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり稲光井手土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年11月24日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

就任した役員の氏名及び住所

監 事 種 田 順 治 西伯郡大山町安原142

令和2年10月26日就任 任期 令和3年4月1日まで

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 所在が不明な者が所有し、又は登記した権利を有する保安林の所在場所
西伯郡大山町東坪字東屋敷194の1、194の9、字的場336の2、343の2、今在家字上小原905の2、門前字下屋敷77、85、名和字天下屋敷9の2、字後谷470の2
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 3 通知の要旨
1に掲げる土地について、令和2年9月25日付鳥取県告示第533号（保安林の指定施業要件の変更予定について）のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 4 通知の掲示場所 大山町役場
- 5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課